○国土交通省告示第五百九十号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十九年五月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	事案の内容
平29第7001号	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正	鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について改正する。その概要は次のとおり。 １．基本的な考え方 ⑴　本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。 ⑵　法施行後、運輸事業者の基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築されており、一定の効果が現れてきている。今後は、運輸安全マネジメント評価の対象範囲の拡大、中小規模事業者における安全管理体制の構築の促進、安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされている事業者の取組を促進するための措置の具体化、自然災害、テロ、感染症等に関する社会的要請への対応が求められている。 ⑶　同時に、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全性の確保の社会的要請が高まっていることを踏まえた重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。 ２．今後５年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点 ⑴　今後概ね５年間を目途に、全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施する。 ⑵　運輸安全マネジメント制度に係る取組について難しいと感じる者が少なからず存在する中小規模事業者の特性にかんがみた取組を促すため、中小規模事業者向けのガイドラインを作成する。 ⑶　更なる向上が必要な事項等について、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の見直しを図る。 ⑷　安全統括管理者の社内外における活動の円滑化を図るため、安全統括管理者の求めに応じた適時適切な助言や安全統括管理者間の情報共有の場の創設等を行う。なお、当面、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価に重点を置くことから、安全管理体制が高い水準で構築されていることが確認される運輸事業者に対しては、必要に応じて、安全統括管理者を通じた安全管理体制の確認を行うことにより、運輸安全マネジメント評価実施の必要性の有無を見定める。 ⑸　運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るため、人材育成の強化等の措置を講じる。 ３．運輸安全マネジメント評価実施方針 ⑴　今後、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、安全管理体制の運用が計画的になされ、運用状況を自ら定期的に確認し、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか、特に、取組の進んでいる運輸事業者にあっては、当該見直し及び継続的改善を踏まえた新たな取組計画の作成がなされているか、多くの運輸事業者において取組の改善の余地が大きい「事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用」及び「内部監査」について、取組がなされているか、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。 ⑵　運輸安全マネジメント評価の実施の方法について 関係法令及び本方針に基づき、また、本方針に沿って作成された実施要領に基づいて経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、ガイドライン等に基づき、運輸事業者の具体的な行動に結びつく助言を行う。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。 ⑶　運輸安全マネジメント評価の実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に状況を報告する。 ⑷　運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行うとともに、その概要をとりまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。 ⑸　運輸安全マネジメント評価の実施計画 貸切バス事業者については、年間320事業者を目安とし、その他の分野については、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。 ４．その他 ⑴　本方針は、平成29年10月１日より適用する。 ⑵　本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。 ⑶　緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。 ⑷　情報通信分野の技術革新を活用するための検討を進める。 ⑸　本方針の施行後５年を経過した時点において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○国土交通省告示第五百九十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四項の二第二項の規定に基づき、平成三年建設輸省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

表矢部川水系の項中

矢部川	左岸 先百高福 三町岡県 十黒瀬みや 九番子や の堤ま市 二谷市瀬 地七	海	船小屋	事局九 務所州 区川方 気河整 象川備
矢部川	左岸 先百高福 三町岡県 十黒瀬みや 九番子や の堤ま市 二谷市瀬 地七	海	船小屋	事局九 務所州 区川方 気河整 象川備
楠田川	右岸 十同同 六市同 番地町 先徳島 千四	矢部川への合流点	船小屋	台福 岡管 区気 象

を

に

改める。